

劇場・音楽堂等基盤整備事業
民間競争入札実施要項（案）

平成28年〇月

文 化 庁

目 次

劇場・音楽堂等基盤整備事業民間競争入札実施要項

1. 趣旨	・・・・・・・・・・ p. 1
2. 劇場・音楽堂等基盤整備事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項	・・・・・・・・・・ p. 1
3. 実施期間に関する事項	・・・・・・・・・・ p. 8
4. 入札参加資格に関する事項	・・・・・・・・・・ p. 8
5. 入札に参加する者の募集に関する事項	・・・・・・・・・・ p. 9
6. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項	・・・・・・・・・・ p.11
7. 本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	・・・・・・・・・・ p.12
8. 民間事業者が文化庁に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他委託事業の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項	・・・・・・・・・・ p.12
9. 委託事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償	・・・・・・・・・・ p.15
10. 対象公共サービスの評価に関する事項	・・・・・・・・・・ p.15
11. その他委託事業の実施に際し必要な事項	・・・・・・・・・・ p.16
別紙1 評価項目一覧表	
別紙2 従来の実施状況に関する情報の開示	
別紙3 平成27年度劇場・音楽堂等基盤整備事業業務スケジュール	
別紙4 アートマネジメント研修会アンケート用紙	
別紙5 技術職員研修会アンケート用紙	

劇場・音楽堂等基盤整備事業民間競争入札実施要項

1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、文化庁は公共サービス改革基本方針（平成27年7月10日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された劇場・音楽堂等基盤整備事業について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものとする。

劇場・音楽堂等基盤整備事業の実施に当たっては、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（平成24年法律第49号。以下「劇場法」という。）及び「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」（平成25年文部科学省告示第60号）を踏まえ、我が国の劇場、音楽堂等が行う実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発事業を総合的に支援することにより、我が国の劇場、音楽堂等の活性化と実演芸術の水準向上を図るとともに、地域コミュニティの創造と再生を推進し、地域の住民が質の高い芸術文化活動に触れられるための基盤を整備するという目標に十分配慮するものとする。

2. 劇場・音楽堂等基盤整備事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

（1）事業の概要

劇場法の規定を踏まえ、我が国の文化拠点である劇場、音楽堂等（劇場法第2条第1項に規定する劇場、音楽堂等をいう。以下同じ。）において、実演芸術（劇場法第2条第2項に規定する実演芸術をいう。以下同じ。）に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業が自主的・主体的に行われるよう情報提供事業及び研修・交流事業を実施することにより、劇場、音楽堂等の活性化のための基盤整備を行う。

（2）事業実施上の留意点

民間競争入札の対象となる平成29年度劇場・音楽堂等基盤整備事業（以下「本業務」という。）は、以下事業内容の業務から構成されている。民間事業者は業務の実施に当たり、以下のことに注意すること。

- ①本業務の実施に当たり、作業フロー及び総括責任者、事業担当者等の作業体制、役割分担等を明確にし、文化庁に報告すること。
- ②本業務の業務ごとの作業方針、スケジュール、各支援の予算配分を4月中に策定し、文化庁に報告し、同意を得ること。
- ③本業務における支援対象団体及び支援対象者からの問合せや苦情等に対する対応を適切に行うこと。
- ④事故等（例：第三者に損害が生じた場合、不測の事態により本業務の履行に影響を生じた場合を含むがこれに限られない。）が発生した場合は、速やかに文化庁に報告し、指示を求めること。
- ⑤他省庁や他団体との連携が必要な場合は、文化庁に報告し、同意を得ること。

（3）民間競争入札の対象となる劇場・音楽堂基盤整備事業の詳細な内容

I 情報提供事業

①芸術文化情報提供事業

全国の劇場、音楽堂等の事業や管理・運営に必要な情報を収集し、提供する。

(a) 劇場、音楽堂等及び我が国の文化芸術の振興に関する情報、資料の収集・提供

ア) 国及び地方公共団体の文化芸術振興施策、劇場、音楽堂等の事業、管理・運営、アートマネジメント、舞台芸術、人材の養成及び確保、関係機関との連携・協力、国際交流、調査研究、経営の安定化、安全管理等に関する情報、資料等を幅広く収集する。

イ) ア) で収集した情報を文化庁、劇場、音楽堂等関係者、実演家及び実演芸術団体、文化政策等に関する学識経験者、一般市民、学生等へ提供する。情報の提供に当たっては、文化芸術の振興に関する効果的な提供に努めること。

※提供の実施例

○ウェブサイトでの情報掲載（随時）

○メールマガジンによる情報発信（原則月1回以上の提供）

○郵便、電話、電子メール及びFAXによる提供

ウ) 収集した情報を紙媒体で整理し、事業終了後文化庁に速やかに提出すること。

(b) 劇場、音楽堂等への芸術文化活動支援

◆支援員の派遣による支援

ア) 民間事業者は、劇場、音楽堂等からの以下の相談申請に対応するため、相談内容に精通した有識者を支援員（芸術監督、舞台監督、演出家、劇作家、作曲家、指揮者、大学教授、建築士、照明・音響の専門家、アートマネージャー、先駆的活動を行っている劇場、音楽堂等の長等、劇場、音楽堂等の活動の活性化に資する有識者、等）として手配し、派遣すること。

- 年間事業計画の企画立案に対する指導助言
- 自主企画事業の企画立案に対する指導助言
- 中期計画（3か年程度）の企画立案に対する指導助言
- 施設の管理・運営に対する指導助言
- 施設の修繕・改修計画の企画立案に対する指導助言
- 劇場、音楽堂等が行う芸術文化活動（創作活動）の計画立案に対する指導助言
- 劇場、音楽堂等の新設に関する指導助言
- その他、劇場、音楽堂等の活性化につながる指導助言

イ) 民間事業者は、劇場、音楽堂等からの相談を募集する。募集期間は5月31日までとする。

ウ) 民間事業者は、支援員の派遣先及び支援員の選定を行う審査委員として、劇場、音楽堂等の事業や管理・運営に関する有識者3名程度を手配し、これを選定する。選定に際しては、選定理由を事前に文化庁と協議し、同意を得ること。

エ) 民間事業者は、支援先及び支援先に派遣する支援員を決定するため、ウ) により選定した審査委員による審査会を6月頃に1回開催する。審査会の開催に当たっては、支援先の募集・取りまとめ、審査会の日程調整、会場手配・設営、資料作成・印刷（例：議事次第、座席表、委員一覧、応募団体一覧、応募書類、審査基準、支援員候補者の取りまとめ、等）、会議運営、相談申請者及び支援員との連絡調整を行うこと。

オ) 審査の結果については書面の郵送若しくは電子メールにて相談申請者に通知を行い、併せて支援員に対して派遣依頼を行うこと。

カ) 民間事業者は、支援員の派遣日程について、委嘱を受けた日から平成30年1月の間で、支援先と調整を行い決定すること。

キ) 民間事業者は、審査会に出席し審査を行った各審査委員及び支援員に対して、旅費及び謝金を、あらかじめ文化庁の同意を得た民間事業者の規定に従い支払うこと。規定がない場合は、文化庁における支払基準に従うものとする。

ク) 民間事業者は、劇場、音楽堂等の芸術文化活動を活性化するため、支援員が対応した相談内容、支援の内容、支援による効果を取りまとめ、実績報告書を作成し、文化庁への報告及び効果的な

周知方法を企画・実施すること。

※周知方法の実施例：

○公立文化施設への郵送配布

○ウェブサイトへの掲載

◆日常相談業務対応

ア) 民間事業者は、劇場、音楽堂等における芸術文化活動に係る相談を、電話、電子メール、来訪により対応するため、相談員（支援員に該当する者、又はそれに準ずる者をいう。以下同じ。）を事務所に配置し、相談者と専門家（支援員に該当する者をいう。以下同じ。）等間を仲介すること。（随時／10:00－17:00を想定）

イ) 民間事業者は、相談員が対応した相談内容、対応内容についてウェブサイトによる情報提供を行うとともに、面会対応及び情報の提供先について記録し、紙媒体で文化庁へ提出すること。

②研修教材の製作企画・編集・発行

民間事業者は、劇場、音楽堂等における施設運営や人材養成事業等に資するため、公演等の企画制作や施設・設備の維持管理等について職員研修等に活用できる教材を作成し、劇場、音楽堂等に配布する。

（a）教材テーマの決定

編集・発行する教材のテーマは、劇場、音楽堂等で働く職員及び関係者の基礎知識となるもので、文化庁と協議の上決定すること。教材の媒体は印刷物とする。

（b）編集方法、期間

ア) 民間事業者は、決定した教材テーマに精通した有識者から編集委員を選任し、編集会議を開催すること。なお、編集委員の選任は5名以内とし、文化庁と協議し、同意を得ること。編集会議に出席した各編集委員に対して、旅費及び謝金を、あらかじめ文化庁の同意を得た民間事業者の規定に従い支払うこと。規定がない場合は、文化庁における支払基準に従うものとする。

イ) 編集した教材は、配布するほか、ウェブサイト等で公開すること。

ウ) 製本サイズは原則として、A5版又はA4版とすること。

エ) 編集期間は、委託契約日から配布日までとすること。

オ) 製作企画編集に係る経費、教材製作・配布に係る経費については民間事業者が委託費の範囲内で負担すること。

（c）配布先

➤ 文化庁（20部）

➤ ウェブサイトやメールマガジン等で配布の希望を募り、希望した者（1者1部まで）（全国の劇場、音楽堂等、実演芸術に取り組む者、等）

※印刷部数は、過去の実績等を勘案し、事前に文化庁と協議すること。

（d）配布時期

平成30年（2018年）3月末（予定）

Ⅱ 研修・交流事業

③アートマネジメント研修会の開催

民間事業者は、劇場、音楽堂等の活性化、地域の文化芸術の振興等を目的としたアートマネジメントに関する研修会を実施し、専門性の向上と劇場、音楽堂等の活性化を支援すること。研修会後は研修会実施報告書を作成すること。

（a）研修の種類等は、次のとおりとする。

ア) 全国劇場、音楽堂等アートマネジメント研修会

【対象者】

全国の劇場、音楽堂等の管理・運営・事業に携わる者、地方公共団体の文化芸術振興行政担当者、舞台芸術創造団体関係者、自治体職員、アートマネジメント教育関係者、アートマネジメントを学んでいる学生他、舞台芸術に関心のある者。

【開催規模】

開催ホール規模：300～1,000人

【開催回数、期間】

年1回以上、2日以上

【研修内容】

講義、事例検討及びワークショップとする。（実施例を参照：別紙2）

イ) 地域別劇場、音楽堂等アートマネジメント研修会

【対象者】

それぞれの地域の劇場、音楽堂等の管理・運営・事業に携わる者、地方公共団体の文化芸術振興行政担当者、舞台芸術創造団体関係者、自治体職員、アートマネジメント教育関係者、アートマネジメントを学んでいる学生他、舞台芸術に関心のある者。

【実施地域】

全国で7施設（北海道、東北、関東甲信越、東海北陸、近畿、中四国、九州）以上（過去の実施例を参照に開催すること。）

【開催回数、期間】

各地域年1回以上、1日以上

【研修内容】

○講義

○各地域において、優れた自主事業等を企画する能力の養成に資する事例検討

○ワークショップ

（実施例を参照：別紙2）

（b）研修会の開催要件

ア) 開催場所については、文化庁と協議の上決定し、その手配及び支払についても行うこと。

イ) 研修を実施するに当たり、その目的を達成するために十分な実績と能力を兼ね備えた有識者を講師として手配すること。講師の手配に当たっては、文化庁と協議し、同意を得ること。

ウ) 研修会の開催に係る周知は、ウェブサイトやメールマガジンによる情報掲載及び地方公共団体へ開催案内を発出すること。

エ) 各研修会において参加者や主催者への満足度や研修に対するアンケート調査を実施すること。（別紙4）アンケート調査の結果については集計・分析を行い、必要に応じて研修の運営の改善に反映させること。

オ) 全国研修会及び地域別研修会が終了後は、速やかに実施内容を整理し、実施報告書を作成すること。

カ) 上記オ) で作成した実施報告書は、ウェブサイトで公開すること。

キ) 全国研修会の実施報告書は製本し、文化庁、研修会参加者及び希望者に配布すること。

ク) 研修会に係る経費及び実施報告書の印刷・配布経費については、民間事業者が委託費の範囲内で負担すること。なお、実績報告書の印刷部数については、過去の実績等を勘案し、事前に文化庁と協議すること。

ケ) 民間事業者は、研修会に出席した講師に対して、旅費及び謝金を、あらかじめ文化庁の同意を得た民間事業者の規定に従い支払うこと。規定がない場合は、文化庁における支払基準に従うものとする。

④技術職員研修会の開催

民間事業者は、劇場、音楽堂等の舞台技術を統括管理するために必要な専門的知識や技術の取得に関する研修会を実施し、専門性の向上と劇場、音楽堂等の活性化を支援すること。研修会後は研修会

実施報告書を作成すること。

(a) 研修の種類等は、次のとおりとする。

ア) 全国劇場、音楽堂等技術職員研修会

【対象者】

- 全国の劇場、音楽堂等の舞台技術管理者、舞台技術管理責任者、舞台技術担当職員
- 地方公共団体の文化行政主管部局の舞台技術担当職員
- 舞台技術を学んでいる学生、舞台技術に関心のある者。

【開催規模】

開催ホール規模：300～700 人

【開催回数、期間】

年1回以上、2日以上

【研修内容】

講義、事例検討及びワークショップとする。(実施例を参照：別紙2)

イ) 地域別劇場、音楽堂等技術職員研修会

【対象者】

- 劇場、音楽堂等の舞台技術初任者
- 地方公共団体の文化行政主管部局の舞台技術担当職員
- 舞台技術を学んでいる学生、舞台技術に関心のある者。

【実施地域】

全国で7施設（北海道、東北、関東甲信越、東海北陸、近畿、中四国、九州）以上（過去の実施例を参照に開催すること。）

【開催回数、期間】

各地域年1回以上、1日以上

【研修内容】

- 講義
- 各地域において、優れた自主事業等を企画する能力の養成に資する事例検討
- ワークショップ

(実施例を参照：別紙2)

(b) 研修会の開催要件

ア) 開催場所については、文化庁と協議の上決定し、その手配及び支払についても行うこと。

イ) 研修を実施するに当たり、その目的を達成するために十分な実績と能力を兼ね備えた有識者を講師として手配すること。講師の手配に当たっては、文化庁と協議し、同意を得ること。

ウ) 研修会の開催に係る周知は、ウェブサイトやメールマガジンによる情報掲載及び地方公共団体へ開催案内を発出すること。

エ) 各研修会において参加者や主催者への満足度や研修に対するアンケート調査を実施すること。
(別紙5) アンケート調査の結果については集計・分析を行い、必要に応じて研修の運営の改善に反映させること。

オ) 全国研修会及び地域別研修会が終了後は、速やかに実施内容を整理し、実施報告書を作成すること。

カ) 上記オ) 作成した実施報告書は、ウェブサイトで公開すること。

キ) 全国研修会の実施報告書は製本し、文化庁、研修会参加者及び希望者に配布すること。

ク) 研修会に係る経費及び実施報告書の印刷・配布経費については、民間事業者が負担すること。

なお、実績報告書の印刷部数については、過去の実績等を勘案し、事前に文化庁と協議すること。

ケ) 民間事業者は、研修会に出席した講師に対して、旅費及び謝金を、あらかじめ文化庁の同意を得た民間事業者の規定に従い支払うこと。規定がない場合は、文化庁における支払基準に従うものとする。

⑤劇場、音楽堂等スタッフ交流研修事業

民間事業者は、地域の劇場、音楽堂等の職員（アートマネジメント及び舞台技術の担当職員、等）の資質向上や大学生等のインターンシップのため、国内外の他の劇場、音楽堂等での実務研修や人材交流研修を実施し、地域の劇場、音楽堂等の活性化を支援すること。交流研修実施後は交流研修実施報告書を作成すること。

（a）事業の内容

ア）国内交流研修

- 地域の劇場、音楽堂等において、企画、管理、運営、舞台技術の中心的役割を担う職員を、優れた活動を行っている他の劇場、音楽堂等に派遣し、実務研修や交流を行う。
- 大学と連携したインターンシップを導入し、アートマネジメントを学ぶ学生等を劇場、音楽堂等で受け入れ実務研修を行う。

イ）海外交流研修地域の劇場、音楽堂等において、企画、管理、運営、舞台技術の中心的役割を担う職員を、優れた活動を行っている他の劇場、音楽堂等に派遣し、実務研修や交流を行う。

（b）事業募集期間（予定）

ア）国内交流研修：平成29年6月1日から平成29年6月30日

イ）海外交流研修：平成29年6月1日から平成29年6月30日

（c）実施期間（予定）

ア）国内交流研修：平成29年7月上旬から平成30年1月下旬までのうち、7日から14日程度。

イ）海外交流研修：平成29年11月上旬から平成30年12月下旬のうち、10日間程度。

（d）対象者

ア）国内交流研修

- 地域の劇場、音楽堂等において、原則として常勤として雇用され、企画、管理、運営、舞台技術の中心的役割を担う職員で、原則として3年以上の実務経験を有する者 3名程度
- アートマネジメント人材育成等を行う大学の学生等 3名程度

イ）海外交流研修

- 地域の劇場、音楽堂等において、原則として常勤として雇用され、企画、管理、運営、舞台技術の中心的役割を担う職員で、概ね10年以上の実務経験を有し所属する劇場、音楽堂等責任者の推薦がある者 5名以内

（e）事業の開催要件

ア）民間事業者は、国内交流研修の受入先となる劇場、音楽堂等を選定し、受入先と研修内容を検討し決定する。受入先は1か所以上とする。

イ）民間事業者は、海外交流研修の受入先となる劇場、音楽堂等を選定し、受入先と研修内容、研修行程を文化庁と協議し決定する。

ウ）民間事業者は、実務研修開催に当たりウェブサイト及びメールマガジン等で事業募集を行う。

エ）民間事業者は、国内交流研修の受入先となる劇場、音楽堂等と協働して対象となる職員を選定する。選定に当たっては、必要に応じて文化庁と協議する。

オ）民間事業者は、インターンシップを行うに当たり、アートマネジメント人材養成等を行う大学に事業募集を行い、受入先となる劇場、音楽堂等と協働して対象となる学生を選定する。選定に当たっては、必要に応じて文化庁と協議する。

カ）民間事業者は、海外交流研修生の選定に際しては、文化庁、劇場、音楽堂等関係者、学識経験者等3名以内で構成する審査会において選定する。

キ）民間事業者は、審査会に出席し審査を行った各審査委員に対して、旅費及び謝金を、あらかじめ文化庁の同意を得た民間事業者の規定に従い支払うこと。規定がない場合は、文化庁における支払基準に従うものとする。

ク）民間事業者は、選定した職員及び学生が移動する際に必要な旅費を負担する。旅費及び賃金については、あらかじめ文化庁の同意を得た民間事業者の規定に従い支払うこと。団体に規定がな

い場合は、文化庁における支払基準に従うものとする。また、選定した職員の所属する機関に対し、派遣期間の代替要員雇用に係るアルバイト賃金として、当該派遣日数分の賃金相当額を民間事業者の規定に従い支払うこと。

ケ) 民間事業者は、受入先の指導謝金及び教材印刷費を負担すること。謝金については、あらかじめ文化庁の同意を得た民間事業者の規定に従い支払うこと。団体に規定がない場合は、文化庁における支払基準に従うものとする。

コ) 民間事業者は、受入先の劇場、音楽堂等の指導内容、業務日報を取りまとめる。業務日報は、該当の劇場、音楽堂等における様式を使用する。

サ) 民間事業者は、派遣した職員の実務研修期間中の活動内容及び研修による効果について、聴き取り等を通じて取りまとめ、ウェブサイトに掲載すること。

シ) 民間事業者は、派遣した学生のインターンシップにより得た効果について、聴き取り等を通じて実績報告をまとめ、ウェブサイトに掲載すること。

⑥業務引継ぎ方法

(a) 現行の事業者からの引継ぎ

文化庁は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の事業者及び民間事業者との間で必要な引継ぎに対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務を新たに実施することになった民間事業者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行の事業者から業務の引継ぎを受けるものとする。

(b) 業務実施期間満了の際に民間事業者の変更が生じる場合の引継ぎ

文化庁は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、民間事業者及び次回の事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

(4) 確保されるべきサービスの質

①民間事業者は、人員体制を整え、「2.(3)」に定めた業務ごとの実施計画、作業方針、スケジュールに沿って業務を確実に行うこと。

②芸術文化情報提供事業に関する業務

- ウェブサイトの年間アクセス数が220,000件以上になること。
- メールマガジンによる情報発信回数が年間10回以上になること。

③研修教材の製作企画・編集・発行に関する業務

- 冊子の内容に誤字・脱字及び事実の誤認がないこと。
- 冊子は年度内に作成し、納入すること。

④アートマネジメント研修会の開催に関する業務及び技術職員研修の開催に関する業務

- 全国研修後の参加者アンケートの満足度(満足、どちらかといえば満足)が80%であること。
- 地域別研修後の参加者アンケートの満足度(満足、どちらかといえば満足)がそれぞれ80%であること。

⑤劇場、音楽堂等スタッフ交流研修の開催に関する業務

- 国内交流研修の参加者は、職員及び学生がそれぞれ1名以上研修を行うこと。
- 海外交流研修の参加者は、地域の劇場、音楽堂等において、企画、管理、運営、舞台技術を概ね10年以上経験した者4名以上研修を行うこと。

(5) 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するに当たっては、民間事業者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上(包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等)に努めるものとする。

(6) 契約の形態及び支払

①契約の形態は委託契約とする。

②文化庁は、委託契約に基づき民間事業者が実施した本業務について、委託契約の契約期間（平成29年4月1日から平成30年3月31日）中に完了報告を受け、検査を実施し、適正かつ確実な運営がなされていることを確認した上で、委託事業実施に係る経費に関する報告を受けた月の翌月末までに、あらかじめ委託契約により約定された委託金額を民間事業者に支払う。

③文化庁は、民間事業者からの要求により、必要があると認めるときは、会計法（昭和22年3月31日法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）第58条第3号に基づく協議を行い、協議が調った場合に限り、委託費の全部又は一部を概算払いすることができる。

（ 7 ） 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、①から③に該当する場合には文化庁が負担し、それ以外の法令変更については民間事業者が負担する。

①本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

②消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更を含む）

③上記①及び②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む）

3. 実施期間に関する事項

委託契約の契約期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

4. 入札参加資格に関する事項

民間事業者は、次の全ての要件を満たすこと。なお、共同事業体として入札する場合にも、全ての要件を構成員全員が満たしているものとする。

（ 1 ） 法第15条において準用する法第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。

（ 2 ） 10（4）②の外部有識者本人又はこれらの者と資本若しくは人事面において関連のある事業者でないこと。

（ 3 ） 予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

（ 4 ） 予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）第71条の規定に該当しない者であること。

（ 5 ） 平成28・29・30年度文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

（ 6 ） 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

（ 7 ） 文部科学省における物品等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中

でないこと。

(8) 本調達の入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するための入札を行った者でないこと。

(9) 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格を有さない。

①過去に実施した文部科学省の実施する事業の契約の履行に当たり故意に業務若しくは製作を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

②公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

③落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

④監督又は検査の実施に当たり職員等の職務の執行を妨げたとき。

⑤正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

⑥前各号のいずれかに該当し、かつ指名停止の期間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。

(10) 本業務遂行において、文化庁と日本語により円滑かつ適切なコミュニケーションが図れること。

(11) 本業務の円滑な遂行に必要な経営基盤及び資金、設備等の十分な管理能力を有し、本業務の目標達成、計画遂行、継続的实施に必要な組織、要員、設備及び施設を有していること。

(12) 単独で本業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業体(対象業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成される組織をいう。以下同じ。)として参加することができる。その場合、入札書類提出時までに共同事業体を構成し、代表者を決め、ほかの者は構成員として参加するものとする。

また、共同事業体の構成員はほかの共同体の構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、共同事業体の代表者及び構成員は、共同事業体の結成に関する協定書(又はこれに類する書類)を作成し、提出すること。

(13) 前項の共同事業体として参加する構成員は、上記(1)から(9)の全ての要件を満たしていること。また、代表者は共同事業体を代表して(11)を共同事業体として満たしていることを示す資料を提出すること。

5. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札に係るスケジュール(予定)

①入札公告：平成29年1月上旬

②入札説明会：平成29年1月上旬

③質問受付期限：平成29年2月上旬

④入札書提出期限：平成29年2月中旬

⑤企画提案書の審査、入札参加者によるプレゼンテーション、開札：平成29年2月下旬

⑥落札者の決定：平成29年3月中旬

⑦契約締結：平成29年4月

(2) 入札の実施手続

①提出書類

入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日及び方法により提出すること。

(a) 企画提案書

入札参加者が提出する企画提案書には、以下の各要求項目（詳細は「6.(1)」及び「別紙1 評価項目一覧」に示す）について、各要求を満たすことができることを証明する書類及び業務の質に関する評価を受けるための企画提案を記載すること。

【基本的要求事項】

- 組織的基盤に関する事項
- 経理的基盤に関する事項

【本業務の概要】

- 本業務の目的と背景について

【本業務の内容】

- 事業計画に関する事項

【民間事業者に望まれる経験・能力等】

- 組織の経験・能力等

【事業実施体制】

- 全体運営に係る事項
- 責任に係る事項
- 業務実施体制
- 広報・告知

(b) 誓約書

本委託を完了できることを証明する書類

(c) 参考見積書

人件費の単価証明書を含んだ参考見積書。ただし、契約後に発生する経費のみとする。

(d) 入札書

入札金額（契約期間内のすべての委託業務に対する報酬の総額の 108 分の 100 に相当する金額）を記載した書類

(e) 委任状

代理人に委任したことを証明する書類。ただし、代理人による入札を行う場合に限る。

(f) 競争参加資格審査結果通知書の写し

平成28・29・30年度文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であることを証明する審査結果通知書の写し。ただし、電子入札システムにより入札を行う場合は不要。

(g) 理由書

電子入札システムにより入札を行うことができない旨の理由を示した書類。ただし、電子入札システムによる入札を行わない場合には不要。

(h) 法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類

(i) 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（直近のもの）

(j) 主たる事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴、主要株主構成、ほかの者との間で競争の導入による公共サービス改革に関する法律施行令（平成18年7月5日政令第228号）第3条に規定する特定支配関係にある場合は、その者に関する当該情報

(k) 共同事業体による参加の場合は、共同事業体内部の役割分担について定めた協定書又はこれに類する書類

- ②入札参加者は、当該実施要項等に疑義がある場合は、文化庁に説明を求めることができる。ただし、入札後当該実施要項等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- ③入札参加者は、開札日の前日までの間において、文化庁から入札書類に関し説明を求められた場合には、入札者の負担において説明をしなければならない。

6. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項

(1) 評価方法

委託事業を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、企画提案書による評価と、委託事業に係る入札価格とを総合した評価（総合評価方式）によるものとする。なお、評価は、文化庁内に設置する外部有識者を含めた総合評価審査委員会において行う。

①企画提案書による評価（技術評価点）

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、委託事業の趣旨に沿った実施可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行う。なお、評価項目一覧は別紙1を参照。

(a) 必須項目審査（60点）

必須項目審査については、入札参加者が企画提案書に記載した内容が「別紙1」の必須項目を満たしていることを確認する。全て満たした場合は基礎点60点を付し、ひとつでも満たしていない場合は不合格とする。

(b) 加点項目審査（60点）

上記、必須項目審査を全て満たした提案については、次のa) からc) の加点項目について審査を行う。効果的な実施が期待されるかという観点から、基本的には入札者の企画提案を絶対評価することにより加点する。評価者は、加点項目ごとに入札参加者の企画書の内容を比較し、各入札参加者に対して「別紙1 1. 評価基準、2. 加点付与基準」により得点を付与する。（0点～60点）

ア) 本業務の内容

➤ 事業計画に関する事項

○劇場、音楽堂等に関する情報収集・提供及び相談業務を通じて、劇場、音楽堂等の活性化・支援につながる具体的かつ計画的な提案がなされているか。（10点）

○劇場、音楽堂等の活性化や地域の文化芸術の振興等のための人材育成につながる研修・交流事業が具体的かつ計画的に提案されているか。（10点）

イ) 民間事業者に望まれる経験・能力等

➤ 経験、能力等

○劇場、音楽堂等及び国内の文化芸術の振興に関する情報、資料の収集実績はあるか。（5点）

○劇場、音楽堂等の運営・事業に関する知見・ノウハウはあるか。（5点）

○劇場、音楽堂等及び国内の文化芸術の振興に関する研修業務の実績はあるか。（5点）

○劇場、音楽堂等及び国内の文化芸術の振興に関する人的ネットワークはあるか。（5点）

ウ) 業務実施体制

➤ 人員配置

○業務遂行のため、劇場、音楽堂等の事業・運営全般に関して専門的人材を適切に配置しているか。（5点）

➤ 業務従事者

○事業担当者について、担当業務に有益な業務実績、知見、ノウハウ又は人的ネットワークを有しているか。（5点）

➤ 広報・告知

○当事業の効果的な実施につながる劇場、音楽堂等関係者に対する当事業の広報・告知を行う

ための具体的な計画があるか。(10点)

②入札価格点

入札価格に係る評価点については、以下の計算方法により、事業者が提示した入札価格に応じて得点が計算される。なお、入札価格に係る得点配分は120点とする。

$(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{入札価格に係る得点配分}$

(2) 落札者の決定

- ①上記(1)ア.の必須項目をすべて満たし、予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、技術評価点及び入札価格点の合計が最も高い者を落札予定者とする。
- ②必須項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- ③落札予定者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認める場合は、予定価格の制限の範囲内をもって入札した他の者のうち、上記アの合計点の最も高い者を落札予定者としてすることがある。
- ④落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札予定者を決定する。また、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない文化庁の職員にくじを引かせ落札予定者を決定する。
- ⑤文化庁は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

(3) 落札者が決定しなかった場合の措置

文化庁は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須審査項目を全て満たした入札参加者がなかった場合は、事業範囲の変更を含め入札条件等を見直した後、再度公告を行う。また、文化庁は、委託事業を実施する時間が十分に確保できない等、やむを得ない場合には、本業務を自ら実施すること等ができる。この場合において、文化庁はその理由を公表するとともに官民競争入札等監理委員会(以下「監理委員会」という。)に報告する。

7. 本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

別紙2のとおり

8. 民間事業者が文化庁に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他委託事業の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項

(1) 民間事業者が文化庁に報告すべき事項、文化庁の助言により講ずべき措置

①報告等

- (a) 委託事業に関して、文化庁に寄せられたクレームや問合せについて、文化庁から報告を求められたときは、民間事業者はこれに応じなければならない。
- (b) 委託事業に関して、民間事業者に寄せられたクレームや問合せについて、民間事業者はその内容及び対処方法をその都度、必要に応じて文化庁に報告しなければならない。
- (c) 民間事業者は、委託業務を中止し又は廃止しようとするときは、その理由及びその後の措置を明らかにして文化庁に申請し、その承認を受けるものとする。文化庁は、承認をするときに条件を附

することができる。

- (d) 民間事業者は、委託事業が完了又は廃止の承認を受けたときは、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了又は廃止の承認の日から30日以内又は当該事業年度末日のいずれか早い日までに、文化庁に報告しなければならない。

②調査

- (a) 文化庁は、委託事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対して調査を求め、その結果を報告させることができる。また、文化庁が必要があると認めるときは、民間事業者に対して実地調査を行うこととし、事務所に立ち入り、委託事業の実施の状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。
- (b) 立入検査をする文化庁の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

③助言

文化庁は、委託事業を適正かつ的確に実施させるために、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを助言することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

◆個人情報の保護及び秘密の保持

- ①民間事業者は、個人情報を収集及び保管し、又は使用するに当たっては、委託事業の実施に必要な範囲内でこれらの個人情報を収集及び保管し、又は使用しなければならない。
- ②民間事業者は、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。
- ③民間事業者は、委託事業によって取得した個人情報が記載されたデータ及び書類等について委託事業終了後1か月以内に文化庁に提出しなければならない。
- ④民間事業者は、その役職員その他委託事業に従事する者又は従事していた者は、委託事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

(3) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

①委託事業の開始及び中止

- (a) 民間事業者は、締結された契約に定められた事業開始日に委託事業を開始しなければならない。
- (b) 民間事業者は、やむを得ない理由により委託事業を中止しようとするときは、あらかじめ文化庁に承認を得なければならない。

②公正な取扱い

- (a) 民間事業者は、委託事業の実施において各団体を合理的な理由なく区別してはならない。
- (b) 民間事業者は、特定の利益を偏重することなく委託事業を遂行しなければならない。

③金品等の授受の禁止

民間事業者は、文化庁が認める場合を除き、委託事業において金品等の授受を行ってはならない。

④宣伝行為の禁止

- (a) 民間事業者及びその事業に従事する者は、委託事業の実施に当たって自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。また、「文化庁」の名称並びにシンボルマークを業務以外の民間事業者が自らが行う事業の宣伝に無断で使用してはならない。
- (b) 民間業者及びその事業に従事する者は、事業の実施の事実を持って、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

⑤取得した個人情報の活用の禁止

民間事業者は、委託事業によって、取得した個人情報を、自らが行う事業又は文化庁以外の者との契約（委託事業を実施するために締結したほかの者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いては

ならない。

⑥記録及び帳簿

民間事業者は、委託事業の実施状況に関する記録及び帳簿書類を作成し、委託事業を終了し又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

⑦権利の譲渡等

- (a) 民間事業者は、委託契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。
- (b) 民間事業者は、本事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、その責任において必要な措置を講じなければならない。

⑧再委託

- (a) 民間事業者は、この委託業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (b) 民間事業者は、委託事業の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託先を明らかにした上で再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力及び報告徴収、個人情報管理その他運営管理方法について、文化庁の承認を得なければならない。
- (c) 民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先を明らかにした上で再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託の履行能力及び報告徴収、個人情報管理その他運営管理方法について、文化庁の承認を得なければならない。
- (d) 民間事業者は、上記(b)又は(c)により再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- (e) 再委託先は、上記8.(2)に掲げる事項については、民間事業者と同様の義務を負うものとする。民間事業者は、再委託した業務に伴う再委託の相手方の行為について、文化庁に対し全ての責任を負うものとする。
- (f) 民間事業者が再委託先に業務を実施させる場合は、全て民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

⑨契約内容の変更

文化庁及び民間事業者は、やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提示し、それぞれの相手方の承認を得た上で法第21条の手続を経なければならない。

⑩契約の解除

文化庁は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、民間事業者は、当該契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として文化庁に納付するとともに、文化庁との協議に基づき、当該契約解除に係る事務処理が完了するまでの間、責任をもって当該業務の処理を行わなければならない。前記違約金の定めは、違約金額を超過する損害額についての損害賠償を妨げるものではない。ただし、前記違約金の定めは違約金額を超過する損害額についての損害賠償及び文化庁による違約金額の減免を妨げるものではない。

- (a) 偽りその他の不正の行為により落札者となったとき。
- (b) 法第14条第2項第3号又は第15条において準用する第10条(第11号を除く。)の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
- (c) 契約に沿った委託事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- (d) (c)に掲げる場合のほか契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- (e) 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (f) 法令又は契約に基づく指示(8.に掲げる措置を履行しなかった場合を含む。)に違反したとき。
- (g) 民間事業者又はその役職員その他委託事業に従事する者が、委託事業の実施に関して知り得た秘

密を漏らし又は盗用した場合。

(h) 暴力団員を業務統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。

(i) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。

⑪延滞金

文化庁は、民間事業者が前項の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

⑫損害賠償

民間事業者は、民間事業者の故意又は過失により文化庁に損害を与えたときは、文化庁に対し、その損害について賠償する責任を負う。

⑬不可抗力免責、危険負担

民間事業者は、上記事項にかかわらず、民間事業者の責に帰することができない事由により委託事業の全部又は一部の実施が遅滞又は不能となった場合には責任を負わない。

⑭契約の解釈

契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と文化庁が協議する。

9. 委託事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償

(1) 文化庁が国家賠償法（昭和22年10月27日法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、文化庁は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について文化庁の責に帰すべき事由が存する場合は、文化庁が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る）について求償することができる。

(2) 民間事業者が民法（明治29年4月27日法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について文化庁の責に帰すべき事由が存するときは、当該民間事業者は文化庁に対し、求償することができる。

10. 委託事業の評価に関する事項

(1) 事業の実施状況に関する調査の時期

文化庁は、総務大臣が行う評価の時期（平成30年6月を予定）を踏まえ、本業務の実施状況については平成30年3月末時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

民間事業者は対象事業の状況について取りまとめ、文化庁へ報告するものとする。なお、対象事業の状況の取りまとめのうち、必要な項目は(3)の項目である。

(3) 調査項目

委託事業に係る2(3)の項目について把握する。

(4) 評価聴取等

①上記調査を行うに当たり、委託事業を実施する民間事業者は、委託事業の実際の運営に要した経費を記録、集計する。

②上記(3)の調査項目について、委託事業を実施する民間事業者とこれまで実施してきた文化庁との比

較を行うこととし、評価方法については、外部有識者の意見を聴くものとする。

(5) 実施状況等の提出

文化庁は、上記調査項目に関する内容を取りまとめた本事業の実施状況等について、(1) の評価を行うために、平成30年5月を目途に総務大臣及び監理委員会へ提出するものとする。

11. その他委託事業の実施に際し必要な事項

(1) 事業実施状況等の監理委員会への報告及び公表

①委託事業実施状況等の監理委員会への報告

文化庁は、委託事業の実施状況について、8.(1)①の報告等を踏まえつつ、10.に掲げる調査を行った後、速やかに監理委員会へ報告する。

②立入検査、指示等の報告

文化庁は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会に通知するものとする。

(2) 文化庁の監督体制

①本契約に係る監督は、文化庁文化部芸術文化課文化活動振興室劇場音楽堂担当自ら、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

②本業務の実施状況に係る監督及び検査は、文化庁文化部芸術文化課文化活動振興室劇場音楽堂担当が行う。

(3) 民間事業者の責務

①法第25条第2項の規定により委託事業に従事する者は刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

②法第54条の規定により、本事業の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。

③民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は文化庁を通じて、資料又は報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

④民間事業者は、法第55条の規定に該当する場合は、30万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第56条に基づき、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

⑤民間事業者は、委託事業実施に当たっては、適用される法令、実施要項及び契約の規定に従って適切に行うこと。

評価項目一覧

1. 評価基準

章	大項目	中項目	小項目	重視項目	評価観点	評価区分	配点	基礎点(注) (必須)	加点
1. 基本要素事項									
	1.1	組織的基盤に関する事項		○	委託事業を確実に遂行できるだけの組織的基盤を有しているか。また、他の者との間で競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（平成 18 年 7 月 5 日政令第 228 号）第 3 条に規定する特定支配関係にある場合、その者に関する情報が示されているか。	必須	10		
	1.2	経理的基盤に関する事項		○	委託事業を確実に遂行できるだけの経理的基盤を有しているか。又は経営状況を示す、下記証明書及び申請書が添付されているか。 ✓ 登記事項証明書 ✓ 直近 3 期分の法人税確定申告書の写し（税務署受付印のある申請書の一式。財務諸表（該当する場合は連結も含む。）も添付すること。） ✓ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（直近のもの）	必須	10		
2. 本事業の概要									
	2.1	本業務の目的と背景について		○	本事業の目的、背景を充分理解した上で委託事業の実施に係る企画を立案しているか。	必須	10		
3. 本事業の内容									
	3.1	事業計画に関する事項		○	委託事業の実施に当たり、確保されるべきサービスの質の内容をすべて満たした企画を立案しており、実現性・妥当性はあるか。	必須	10		
					劇場、音楽堂等に関する情報収集・提供及び相談業務を通じて、劇場、音楽堂等の活性化・支援につながる具体的かつ計画的な提案がなされているか。	加点	10		
					劇場、音楽堂等の活性化や地域の文化芸術の振興等のための人材育成につながる研修・交流事業が具体的かつ計画的に提案されているか。	加点	10		
4. 民間事業者に見られる経験・能力等									
	4.1	①	劇場、音楽堂等及び国内の文化芸術の振興に関する情報、資料の収集実績		劇場、音楽堂等の活性化に資する各種情報の収集・提供を行った実績はあるか。	加点	5		
		②	劇場、音楽堂等の運営・事業に関する知見・ノウハウ		劇場、音楽堂等の運営に関する知見やノウハウを有しているか。	加点	5		
		③	劇場、音楽堂等及び国内の文化芸術の振興に関する研修業務の実績		劇場、音楽堂等及び国内の文化芸術の振興に関する研修業務の実績はあるか。	加点	5		
		④	ネットワークの有無		劇場、音楽堂等及び国内の文化芸術の振興に関する人的ネットワークはあるか。	加点	5		
5. 業務実施体制									
	5.1	全体運営に係る事項		○	業務計画とおり、事業を遂行できる人員が確保されているか。また、再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者の選定方法が示されているか。	必須	10		
	5.2	責任に係る事項		○	委託事業実施に当たり、全体の総括責任者、事業担当者等の事業遂行体制、役割分担等、責任の所在が明確に示されているか。	必須	10		
	5.3	①	人員配置		業務遂行のため、劇場、音楽堂等の事業・運営全般に関して専門的人材(※)を適切に配置しているか。	加点	5		
		②	業務従事者		事業担当者について、担当業務に有益な業務実績、知見、ノウハウ又は人的ネットワークを有しているか。	加点	5		
	5.4	広報・告知			当事業の効果的な実施につながる劇場、音楽堂等関係者に対する当事業の広報・告知を行うための具体的な計画があるか。	加点	10		
※：制作者、技術者、経営者、実演家その他劇場・音楽堂等の事業を行うに必要な専門的な能力を有する者 (注)：必須項目については、全て満たした場合は基礎点 60 点を付与し、一つでも満たしていない場合は不合格とする。							合計 点数	120	

2. 加点付与基準

評 価 内 容	得点
大変優れている（期待される要求以上である）	5
優れている	3
やや優れている	1
記載なし、又は期待できない	0

※加点が10点の項目については、2倍した数値を得点とする。

従来の実施状況に関する情報開示

1. 従来の実施に要した経費

事業はすべて委託している。

(単位：千円)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (委託契約額)
人件費		12,149	21,304	
事業費	謝金	13,761	10,158	
	旅費	16,686	19,964	
	借損料	5,144	6,513	
	消耗品費	1,802	2,123	
	会議費	86	88	
	通信運搬費	2,532	1,570	
	雑役務費	45,628	34,779	
小計		97,788	96,499	
消費税相当額		972	1,704	
一般管理費		9,876	9,820	
合 計		108,636	108,023	117,642

※平成 26 年度経費のうち雑役務費に計上された経費の一部については、平成 27 年度より人件費として整理している。

(注意事項)

各費用項目の内容は以下のとおり。(平成 27 年度事業)

人件費	賃金	事務局担当者
事業費	諸謝金	相談員謝金、企画委員会謝金、支援員謝金、など
	旅費	日当、宿泊費、国内交通費、など
	借損料	会議室使用料、施設備品料、など
	消耗品費	事務用品、看板印刷、など
	会議費	講師用お弁当代、お茶代など
	通信運搬費	発送運搬費、など
	雑役務費	振込手数料、メールマガジン運用サポート業務、など
消費税相当額	消費税相当額	課税課目総額の 8%
一般管理費	一般管理費	上記項目の 10% の範囲内

2. 従来の実施に要した人員

(単位：人)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度
事務員 (常勤)	1	1
事務員 (非常勤)	6	5

別 紙 2

3. 従来の劇場、音楽堂等基盤整備事業の実績

①芸術文化情報提供事業

ア) 劇場、音楽堂等及び我が国の文化芸術の振興に関する情報、資料の収集・提供

	平成 26 年度	平成 27 年度
ウェブサイトでの情報掲載 (年間アクセス数)	228,031 件	229,138 件
メールマガジンによる情報発信	12 件/年	12 件/年
参考資料	http://www.zenkoubun.jp/magazine/index.html	http://www.zenkoubun.jp/magazine/index.html

イ) 劇場、音楽堂等への芸術文化活動支援

◆支援員の派遣による支援

	平成 26 年度	平成 27 年度
派遣件数	50 件 92 施設	35 件 59 館
派遣回数	128 回	113 回
支援員実数	33 名	32 名
参考資料	http://www.zenkoubun.jp/publication/pdf/afca/h26/h26_haken2015.pdf	http://www.zenkoubun.jp/publication/pdf/afca/h27/h27_haken2016.pdf

◆日常相談業務対応

	平成 26 年度	平成 27 年度
来訪者対応	380 件	335 件
電話、電子メールでの対応	2,270 件	2,097 件
主な相談内容	○劇場法の内容に関すること ○自主事業の企画や先進事例の紹介依頼 ○指定管理者制度の内容に関すること ○文化施設の改修計画の作成に関すること等	○指定管理者制度について ○耐震化及び改修について ○研修会等の講師に関すること ○実施例及び先進事例の紹介依頼等
相談員	1.4 人/日	1.5 人/日
相談受付時間	10:00 - 17:00	10:00 - 17:00
参考資料	http://www.zenkoubun.jp/support/consult.html	http://www.zenkoubun.jp/support/consult.html

②研修教材の製作企画・編集・発行

	平成 26 年度	平成 27 年度
発行年月	平成 27 年 3 月	平成 28 年 3 月
発行物・部数	劇場、音楽堂等改修ハンドブック 2015(A5 版) 2,400 部	ファンドレイジング・ハンドブック (A5 版) 劇場・音楽堂等地域貢献ハンドブック (A5 版) 各 2,700 部
参考資料	http://www.zenkoubun.jp/publication/pdf/afca/h26/h26_gk_hb2015.pdf	http://www.zenkoubun.jp/publication/pdf/afca/h27/h27_fundraising.pdf?02 http://www.zenkoubun.jp/publication/pdf/afca/h27/h27_gk_hb2016.pdf

別 紙 2

	a/h27/h27_region.pdf
--	----------------------

③アートマネジメント研修会の開催

ア) 全国劇場、音楽堂等アートマネジメント研修会

	平成 26 年度	平成 27 年度
開催期間	平成 27 年 2 月 18 日（水）～20 日（金）	平成 28 年 2 月 3 日（水）～5 日（金）
会場	国立オリンピック記念青少年総合センター	国立オリンピック記念青少年総合センター
テーマ	文化力と地域力	文化力で地域と世界をつなぐ
主な研修内容	基調講演、テーマ別分科会	基調講演、テーマ別分科会
参加者	802 名	813 名
アンケート調査	○研修内容の満足度 満足、どちらかといえば満足 : 88.8%	○研修内容の満足度 満足、どちらかといえば満足 : 89.0%
成果物	平成 26 年度全国劇場、音楽堂等、ブロック別劇場・音楽堂等アートマネジメント研修会実施報告書 2,400 部（A4 版、ブロック別と合わせて作成）	平成 27 年度劇場・音楽堂等アートマネジメント研修会実施報告書 2,700 部（A4 版、ブロック別と合わせて作成）
配布先	全国公立文化施設等	全国公立文化施設等
参考資料	http://www.zenkoubun.jp/publication/pdf/afca/h26/h26_zb_art.pdf	http://www.zenkoubun.jp/publication/pdf/afca/h27/h27_zb_art.pdf

イ) 地域別劇場、音楽堂等アートマネジメント研修会

	平成 26 年度	平成 27 年度
開催回数	全国 7 地区 9 施設	全国 7 地区 8 施設
実施会場	北海道：砂川市地域交流センターゆう 東 北：福島県文化センター 関東甲信越：長野県県民文化会館 栃木県総合文化センター 東海北陸：可児市文化創造センター 近 畿：和歌山県民文化会館 奈良県文化会館 中四国：愛媛県民文化会館 九 州：宮崎県立芸術劇場	北海道：岩見沢市民会館・文化センター 東 北：秋田県民会館 関東甲信越：国立劇場（小劇場） 千葉県文化会館（小ホール） 東海北陸：富山県民会館 近 畿：大津市民会館 中四国：島根県民会館 九 州：宝山ホール（鹿児島県文化センター）
主な研修内容	講演	講演
参加者総数	540 名	448 名
アンケート調査	○研修内容の満足度 満足、どちらかといえば満足 北海道 : 94.4% 東 北 : 95.2% 関東甲信越 : 95.5% 東海北陸 : 94.5% 近 畿 : 85.7%	○研修内容の満足度 満足、どちらかといえば満足 北海道 : 84.0% 東 北 : 89.0% 関東甲信越静 : 95.5% 東海北陸 : 91.0% 近 畿 : 89.0%

別 紙 2

	中四国 : 83.1% 九 州 : 98.0%	中四国 : 93.0% 九 州 : 82.0%
成果物	平成 26 年度全国劇場、音楽堂等、ブロック別 劇場・音楽堂等アートマネジメント研修会実施 報告書 2,400 部 (A4 版、全国研修会と合わせて作成)	平成 27 年度劇場・音楽堂等アートマネジメン ト研修会実施報告書 2,700 部 (A4 版、ブロック別と合わせて作成)
配布先	全国公立文化施設等	全国公立文化施設等
参考資料	http://www.zenkoubun.jp/publication/pdf/afca/h26/h26_zb_art.pdf	http://www.zenkoubun.jp/publication/pdf/afca/h27/h27_zb_art.pdf

④技術職員研修会の開催

ア) 全国劇場、音楽堂等技術職員研修会

	平成 26 年度	平成 27 年度
開催期間	平成 27 年 3 月 4 日 (水) ~6 日 (金)	平成 28 年 3 月 2 日 (水) ~4 日 (金)
会場	富山県高岡文化ホール	彩の国さいたま芸術劇場
テーマ	現場から学ぶ舞台制作 (これからの文化政策の在り方と公共ホールの役 割)	劇場と映像技術の進展
主な研修内容	基調講演、実習	基調講演、実習
参加者	94 名	155 名
アンケート 調査	○研修内容の満足度 満足、どちらかといえば満足 : 88.7%	○研修内容の満足度 満足、どちらかといえば満足 : 85.0%
成果物	平成 26 年度全国劇場、音楽堂等、ブロック別 劇場・音楽堂等技術職員研修会実施報告書 2,400 部 (A4 版、ブロック別と合わせて作成)	平成 27 年度劇場・音楽堂等技術職員研修会実施 報告書 2,600 部 (A4 版、ブロック別と合わせて作成)
配布先	全国公立文化施設等	全国公立文化施設等
参考資料	http://www.zenkoubun.jp/publication/pdf/afca/h26/h26_zb_technic.pdf	http://www.zenkoubun.jp/publication/pdf/afca/h27/h27_zb_technic.pdf

イ) 地域別劇場、音楽堂等技術職員研修会

	平成 26 年度	平成 27 年度
開催回数	全国 7 地区 7 施設	全国 7 地区 7 施設
開催都市	北海道：札幌市こどもの劇場 東 北：秋田県民会館秋田総合生活文化会館 「アトリオン」 関東甲信越：山梨県立県民文化ホール 東海北陸：福井県立音楽堂「ハーモニーホール ふくい」 近 畿：和歌山県民文化会館 中四国：香川県県民ホール 九 州：石橋文化センター石橋文化ホール	北海道：岩見沢市会館・文化センター 東 北：弘前市民会館 関東甲信越：新潟県民会館 東海北陸：名古屋市東文化小劇場 近 畿：大津市民会館 中四国：ふくやま芸術文化ホール 九 州：iichiko 総合文化センター

別 紙 2

主な研修内容	講演、演習	講演、演習
参加者総数	399 名	347 名
アンケート調査	○研修内容の満足度 満足、どちらかといえば満足 北海道：100.0% 東北：70.5% 関東甲信越：94.6% 東海北陸：95.7% 近畿：96.0% 中四国：95.6% 九州：96.1%	○研修内容の満足度 満足、どちらかといえば満足 北海道：84.0% 東北：91.0% 関東甲信越：95.0% 東海北陸：92.0% 近畿：89.0% 中四国：91.0% 九州：100%
成果物	平成 26 年度全国劇場、音楽堂等、ブロック別劇場・音楽堂等技術職員研修会実施報告書 2,400 部（A4 版、全国研修会と合わせて作成）	平成 27 年度劇場・音楽堂等技術職員研修会実施報告書 2,600 部（A4 版、ブロック別と合わせて作成）
配布先	全国公立文化施設等	全国公立文化施設等
参考資料	http://www.zenkoubun.jp/publication/pdf/afca/h26/h26_zb_technic.pdf	http://www.zenkoubun.jp/publication/pdf/afca/h27/h27_zb_technic.pdf

⑤劇場、音楽堂等スタッフ交流研修事業

a) 国内交流研修

	平成 26 年度	平成 27 年度
交流実績	1 件（1 大学、1 施設）	9 件（2 大学、7 施設）
交流概要	大学と連携したインターンシップ	人材の交流研修及び大学との連携によるインターンシップ
交流者数	研修生 3 名 （大学生 3 名）	研修生 12 名 （大学生 4 名）
実施期間	平成 26 年 12 月 19 日（金）～ 平成 27 年 1 月 31 日（土）のうち 13 日間	平成 27 年 7 月 1 日（水）～平成 28 年 1 月 31 日（日）のうち、7 日以上 14 日程度
研修内容	講義、事業体験、事務所業務体験。	講義、事業体験、事務所業務体験。
参考資料	http://www.zenkoubun.jp/publication/pdf/afca/h26/h26_jinzai_staff2015.pdf	http://www.zenkoubun.jp/publication/pdf/afca/h27/h27_jinzai_staff2015.pdf

※平成 26 年度の劇場、音楽堂等職員の人材交流研修については、募集を行ったが応募者がなかったため実施せず。

b) 海外交流研修：

	平成 27 年度
交流実績	英国 劇場・芸術団体等 8 か所
テーマ	①2020 年東京オリンピック・パラリンピック及び以降を目指した文化プログラム取組事例の収集 ②地域貢献活動事例収集 ③現地スタッフとの交流

別 紙 2

交流者数	7 名 (ほかにオブザーバー参加 5 名)
実施期間	平成 27 年 11 月 29 日 (日) ~ 平成 27 年 12 月 7 日 (日) 9 日間
参考資料	http://www.zenkoubun.jp/publication/pdf/afca/h27/h27_jinzai_staff2015.pdf

平成27年度劇場・音楽堂等基盤整備事業業務スケジュール

業 務 内 容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○全般業務												
全体統括	■文化庁と基本事項の確認と調整 ■文化庁からの指示による全体業務の管理 ■計画に沿った業務管理の実施 ■状況の変化に応じ適宜業務を見直す ■日常事務作業（諸謝金、旅費等の支払業務）											引継ぎ 精算 報告書 作成
①芸術文化情報提供事業												
ア) 劇場、音楽堂等及び我が国の文化芸術の振興に関する情報、資料の収集・提供	■ウェブサイトでの情報提供（随時） ■メールマガジンによる情報発信（毎月15日前後に1回） ■郵便、電話、電子メール及びFAXによる情報提供（随時） ■文化芸術にかかる情報収集、整理（随時）											
イ) ◆支援員の派遣による支援												
相談募集												
選定委員手配												
審査会	● 審査会開催											
支援員派遣												
イ) ◆日常相談業務対応												
相談業務	■電話、電子メール、来訪による相談対応 ■相談内容の整理、											
ウ) 文化芸術による復興推進に向けた劇場、音楽堂等における連携協力体制の構築支援（想定）												
全般業務	■被災地における文化芸術推進活動に関する事例等の収集（随時）											
連絡会議の開催	— 委員選定 → ●											
マニュアル等作成												
②研修教材の製作企画・編集・芸術文化情報提供事業												
研修教材の作成	— 製作企画 —————→ ———— 編 集 —————→ 印刷 発行											
③アートマネジメント研修会の開催												
ア) 全国劇場、音楽堂等アートマネジメント研修会	————— 研修内容の検討、講師の選定、等開催準備 —————→ ● 開催											
バ) 地域別劇場、音楽堂等アートマネジメント研修会	— 研修内容の検討、講師の選定、等開催準備 —————→ ————— 各地区研修会の実施 —————→											
④技術職員研修会の開催												
ア) 全国劇場、音楽堂等技術職員研修会	————— 研修内容の検討、講師の選定、等開催準備 —————→ ● 開催											

別紙 3

b) 地域別劇場、音楽堂等技術職員研修会							各地区研修会の実施					
	研修内容の検討、講師の選定、等開催準備											
業 務 内 容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
⑤劇場、音楽堂等スタッフ交流研修事業												
a) 国内交流研修	募集準備	→	募集	→	選考、受入れ先調整	→	研修	→				
b) 海外交流研修	研修日程調整 募集準備	→	募集	→	審査会開催	→	研修準備	→	研修	→		

アンケートのお願い

このたびは、研修会にご参加頂き誠にありがとうございます。今後、より一層有意義な研修会を開催すべく、参加者の皆様にアンケートを実施しております。どうぞご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

(2016 年 月 日)

1 ご自身について教えてください。

【参加形態】	☐ 研修生 ☐ 聴講生	【性別】	☐ 男 ☐ 女
【年齢】	☐ 10～20代 ☐ 30代 ☐ 40代 ☐ 50代 ☐ 60代以上		
【所属】	☐ 公立文化施設職員 ☐ 都道府県市町村職員 ☐ 財団指定管理 ☐ 民間指定管理 ☐ NPO ☐ 民間 ☐ 芸術団体 ☐ その他		
【役職】	☐ 理事長 ☐ 館長 ☐ 副館長 ☐ 事務局長 ☐ 所長 ☐ 部長等 ☐ 課長等 ☐ 係長・チーフ ☐ 主任・主事等 ☐ その他		
【職種】	☐ 管理職 ☐ 専門・技術職 ☐ サービス職 ☐ 事務職 ☐ 営業職 ☐ その他[]		
【劇場・音楽堂等の経験年数(合計)(1年以内繰上げ)】	☐ 1～3年 ☐ 4～9年 ☐ 10～19年 ☐ 20年以上 ☐ 0		
【劇場・音楽堂等の経験年数(内訳)(1年以内繰上げ)】	☐ 管理運営[年] ☐ 舞台照明[年] ☐ 舞台音響[年] ☐ 舞台機構[年] ☐ 舞台管理[年] ☐ 事業企画[年] ☐ その他[]		

2 今回参加された研修会に関して、下記のそれぞれの項目についてお聞かせください。

該当するものに チェックをしてください。

プログラム	満足度				役立ち度				理解度			
	満 足	どちらか といえば満 足	どちらか といえば不 満	不 満	参 考 に な っ た	ど ち ら か と い え ば 参 考 に な っ た	ど ち ら か と い え ば 参 考 に な っ た	参 考 に な ら な か っ た	理 解 で き た	だ い たい 理 解 で き た	あ ま り 理 解 で き な か っ た	ほ と ん ど 理 解 で き な か っ た
基調講演												
プログラム1												
プログラム2												
プログラム3												
プログラム4												
プログラム5												
プログラム6												
プログラム7												
プログラム8												
総体的に												

裏面もご記入ください。

別紙 4

3 今回参加された研修会の状況について、該当する番号に○印をご記入してください。

◆研修スタッフについて

設問	大変よい	よい	概ね良い	要 検 討
1 テーマに沿った内容でしたか？	4	3	2	1
2 話す速さは適切でしたか？	4	3	2	1
3 配布資料の内容はわかりやすかったですか？	4	3	2	1
4 研修内容は学習意欲を高まりましたか？	4	3	2	1
5 事務局の対応について、よかったですか？	4	3	2	1

◆研修設計について

設問	大変よい	よい	概ね良い	要 検 討
1 講座の目的は明確に設定されていましたか？	4	3	2	1
2 研修時間は適切でしたか？	4	3	2	1
3 受講者の人数は適当でしたか？	4	3	2	1

◆研修環境について

設問	大変よい	よい	概ね良い	要 検 討
1 会場設備は十分に整っていましたか？	4	3	2	1
(例)会場の広さ、設備(モニターの画像の見やすさ等)、マイクのハウリング、机・座席の配置やスペース等				
2 空調温度は適切でしたか？	4	3	2	1

◆すでに他のプログラムアンケートでご回答いただいた方は、重複するため下記の項目についてのご回答は不要です。

4 今後受けてみたいプログラムのジャンルを教えてください。(複数回答可)

企画制作	☐ 企画立案 ☐ 公演の制作進行 ☐ 普及啓発 ☐ 助成金等 ☐ 公演のスポンサー等の営業 ☐ プレゼンテーション能力 ☐ その他[]
安全管理	☐ 施設の安全確保 ☐ 安全点検 ☐ 施設内の警備 ☐ 公演時の人員配置 ☐ 防災教育・訓練の実施 ☐ リスクマネジメント ☐ その他[]
文化政策	☐ 芸術文化環境 ☐ 地域の歴史、文化 ☐ 芸術文化に関する専門知識 ☐ その他[]
管理運営	☐ 舞台公演の最新動向 ☐ 広報・宣伝 ☐ 資金調達 ☐ 劇場・ホールの運営 ☐ マネジメント能力 ☐ 指定管理者制度 ☐ 人的ネットワーク構築 ☐ マーケティングリサーチ ☐ 事業経営全般 ☐ チケットティング ☐ コミュニケーション能力とマナー ☐ その他[]
舞台技術	☐ 舞台音響技術 ☐ 舞台照明技術 ☐ 舞台操作 ☐ 舞台進行管理 ☐ その他[]

5 今回の参加に当たり、研修会の開催をどこでお知りになりましたか？

☐メールマガジン ☐ホームページ ☐情報誌 ☐マスコミ報道 ☐その他[]

6 このような研修会の機会をもっと増やしてほしいですか？

☐増やしてほしい ☐今のままでちょうど良い(全国的に年1回、地域ブロック別に年1回) ☐特に必要ない

ご協力、ありがとうございました。

アンケートのお願い

このたびは、研修会にご参加頂き誠にありがとうございます。今後、より一層有意義な研修会を開催すべく、参加者の皆様にアンケートを実施しております。どうぞご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

1 ご自身について教えてください。

【参加形態】☐研修生 ☐聴講生 【性別】☐男 ☐女
 【年齢】☐10～20代 ☐30代 ☐40代 ☐50代 ☐60代以上
 【所属】☐公立文化施設職員 ☐都道府県市町村職員 ☐財団指定管理 ☐民間指定管理 ☐NPO
☐民間 ☐芸術団体 ☐その他[]
 【役職】☐理事長 ☐館長 ☐副館長 ☐事務局長 ☐所長 ☐部長等 ☐課長等 ☐係長・チーフ
☐主任・主事等 ☐その他[]
 【職種】☐管理職 ☐専門・技術職[音響・照明・舞台] ☐サービス職 ☐事務職 ☐営業職
☐その他[]
 【劇場・音楽堂等の経験年数(合計) (1年以内繰上げ)】
☐1～3年 ☐4～9年 ☐10～19年 ☐20年以上 ☐未経験
 【劇場・音楽堂等の経験年数(内訳) (1年以内繰上げ)】
☐管理運営[年] ☐舞台照明[年] ☐舞台音響[年] ☐舞台機構[年]
☐舞台管理[年] ☐事業企画[年] ☐その他[]

2 今回参加された研修会に関して、下記のそれぞれの項目についてお聞かせください。

該当するものにチェック✓をしてください。(受講されたプログラムのみ)

プログラム	満足度				役立ち度				理解度			
	満 足	どちらか といえば満 足	どちらか といえば不 満	不 満	参 考 に な っ た	ど ち ら か と い え ば 参 考 に な っ た	ど ち ら か と い え ば 参 考 に な っ た	参 考 に な ら な か っ た	理 解 で き た	だ い たい 理 解 で き た	あ ま り 理 解 で き な か っ た	ほ と ん ど 理 解 で き な か っ た
プログラム 1												
プログラム 2-1												
プログラム 2-2												
プログラム 3-1												
プログラム 3-2①												
プログラム 3-2②												
プログラム 3-2③												
プログラム 4												
プログラム 5												
プログラム 6												
プログラム 7												
総体的に												

裏面もご記入ください。

別紙 5

3 研修会全体についてお聞かせください。該当する番号に○印をご記入ください。

◆研修内容について					
設問		大 変 よ い	よ い	概 ね 良 い	要 検 討
1	テーマに沿った内容でしたか	4	3	2	1
2	話す速さは適切でしたか	4	3	2	1
3	配布資料の内容はわかりやすかったですか	4	3	2	1
4	研修内容は学習意欲を高めましたか	4	3	2	1
◆研修設計について					
1	講座の目的は明確に設定されていましたか	4	3	2	1
2	研修時間は適切でしたか	4	3	2	1
3	受講者の人数は適当でしたか	4	3	2	1
◆研修環境について					
1	会場設備は十分に整っていましたか	4	3	2	1
(例)会場の広さ、設備(モニターの画像の見やすさ等)、マイクのハウリング、机・座席の配置やスペース等					
2	空調温度は適切でしたか	4	3	2	1
3	事務局の対応は適切でしたか	4	3	2	1

4 今回の講座はいかがでしたか。(自由記述・感想)

5 今回の参加に当たり、研修会の開催をどこでお知りになりましたか。

☐メールマガジン
 ☐ホームページ
 ☐館自館・他館
 ☐情報誌
 ☐マスコミ報道
 ☐その他
 []

6 このような研修会の機会をもっと増やしてほしいですか。

☐増やしてほしい ☐今のままでちょうど良い(全国的に年1回、地域ブロック別に年1回) ☐特に必要ない

7 今後受けてみたいプログラムのジャンルを教えてください。(複数回答可)

企画制作	□企画立案 □公演の制作進行 □普及啓発 □公演のスポンサー等の営業 □プレゼンテーション能力 □その他[]
安全管理	□施設の安全確保 □安全点検 □施設内の警備 □公演時の人員配置 □防災教育・訓練の実施 □リスクマネジメント □その他[]
文化政策	□芸術文化環境 □地域の歴史、文化 □芸術文化に関する専門知識 □指定管理者制度 □その他[]
管理運営	□舞台公演の最新動向 □広報・宣伝 □資金調達 □劇場・ホールの運営 □助成金等 □マネジメント能力 □人的ネットワーク構築 □マーケティングリサーチ □事業経営全般 □チケッティング □コミュニケーション能力とマナー □その他[]
舞台技術	□舞台音響技術 □舞台照明技術 □舞台操作 □舞台進行管理 □その他[]

ご協力、ありがとうございました。